

●香川県監査委員公表第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和2年10月27日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 三

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	ア 支出について 超過勤務手当について、入力誤りによる誤支給があつた。（企業立地推進課）	ア 支出について 直ちに入力誤りを修正し、誤支給分の返納手続を行つた。 今後は、退庁時に実績入力をし、後日、入力データと退庁時刻を突合し、支給に誤りがないように確認を徹底する。
検討指示事項	ア 財産について 借入れた駐車場の敷金について、債権としての管理を検討する必要がある。（労働政策課）	ア 財産について 駐車場敷金について債権として、債権管理台帳を作成のうえ、管理を行うこととした。